

居宅介護支援事業所 あたごナーシングビラ

【重要事項説明書】

1. 事業者の概要

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) 事業者名 | 医療法人 浩成会 |
| (2) 主な事務所の所在地 | 茨城県笠間市土師1080-1 |
| (3) 法人種別 | 医療法人 |
| (4) 代表者 | 理事長 菅谷 るみ子 |

2. 事業所の概要

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 事業所の名称 | 居宅介護支援事業所 あたごナーシングビラ |
| (2) 指定番号 | 第0873200075号 |
| (3) 所在地 | 茨城県笠間市土師1080-1 |
| (4) 電話番号 | 0299-37-6511 |
| (5) サービス提供地域 | 笠間市（他市町村は相談に応じて） |

3. 事業所の目的と運営方針

(1) 事業所の目的

介護保険法の理念に基づくと共に、要介護状態または要支援状態にある利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適正な居宅介護支援を提供します。

(2) 事業所の運営方針

利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービスおよび福祉サービスが、多用な事業所または施設から、総合かつ効果的に提供されるよう、居宅サービス計画を作成します。その際、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたち利用者に提供されるサービスが特定の種類または事業者に不当に偏することのないように、公正中立を旨として行います。

4. 事業所の職員体制

職 種	勤務形態	人 数	業 務 内 容
管 理 者	兼 務	1 名	事業所業務の総括
介 護 支 援 専 門 員	常 勤	1 名	介護支援業務
事 務 職 員	兼 務	1 名	必要な事務

5. 営業時間

- (1) 営業日 毎週月曜日から金曜日（但し祝祭日、及び12月30日から1月3日までは年末年始特別休暇とする）
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

6. 利用料

- (1) 要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険より全額給付（厚生労働大臣が定めた額）されるので自己負担はありません。
- (2) サービス提供地域外への御利用相談の要請があった場合、利用者の同意を得て交通費として10kmごとに300円を徴収致します。
その他必要な書類等の発行に伴う費用を頂く場合があります。

7. 事故発生時の対応

事故等に遭遇した介護支援専門員及び、サービス事業所担当者は利用者が負傷している場合は、応急的な処置を行い至急、消防等に連絡をすると共に、速やかに当該市町村及び利用者の家族に連絡をし、必要な処置を講ずることとします。

8. 秘密の保持

- 1 介護支援専門員及び事業者の使用する者は知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- 2 利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、当該家族の個人情報を用いません。

9. 申し込みからサービス提供までの内容

- (1) 要介護認定及び、要支援認定を受けた方から当事業所を選択いただいた場合は、介護保険被保険者証と要介護・支援認定の有無、認定区分、有効期限を確認致します。
- (2) 利用者当事業所において契約を結びます。
- (3) 居宅介護サービス計画の作成をします。
 - ・作成開始時には、当該地区の指定サービス事業者等、内容、料金の説明をします。
- (4) 要介護認定等の更新申請は、現在の要介護認定等の有効期限が終了する1ヶ月前からできるように必要な支援をします。

10、利用者は複数の指定居宅介護支援事業所等の紹介を希望することができます。

11、苦情申し立て窓口

- (1) 利用者苦情相談窓口

居宅介護支援事業所 あたごナーシングビル

(月曜日から金曜日 8時30分から17時30分)

担当者 介護支援専門員 阿久津 洋子 電話 0299-37-6511

笠間市役所 高齢福祉課 電話 0296-77-1101

12、虐待の防止

- (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備し、利用者等の人権の擁護を整備します。
- (3) 青年後見制度の利用を支援します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるために担当者を置きます。

虐待防止に関する責任者 阿久津洋子

13、事業所は身体拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の措置を講ずるものとします。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってははいけません。
- (2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければいけません。

14、非常災害対策について

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練を年2回実施します。

15、事業所からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- (1) 利用者又はその家族が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者又はその家族が、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合
 - ①事業所もしくは介護支援専門員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為
 - ②パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
 - ③サービス利用中に事業所もしくは介護支援専門員の写真や動画撮影、録音などを無断でSNSに掲載する事

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面にて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 茨城県笠間市土師1080-1

名称 居宅介護支援事業所 あたごナーシングピラ

説明者 介護支援専門員 阿久津 洋子 印